

いじめ問題総合対策計画

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項より

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等の基本方針

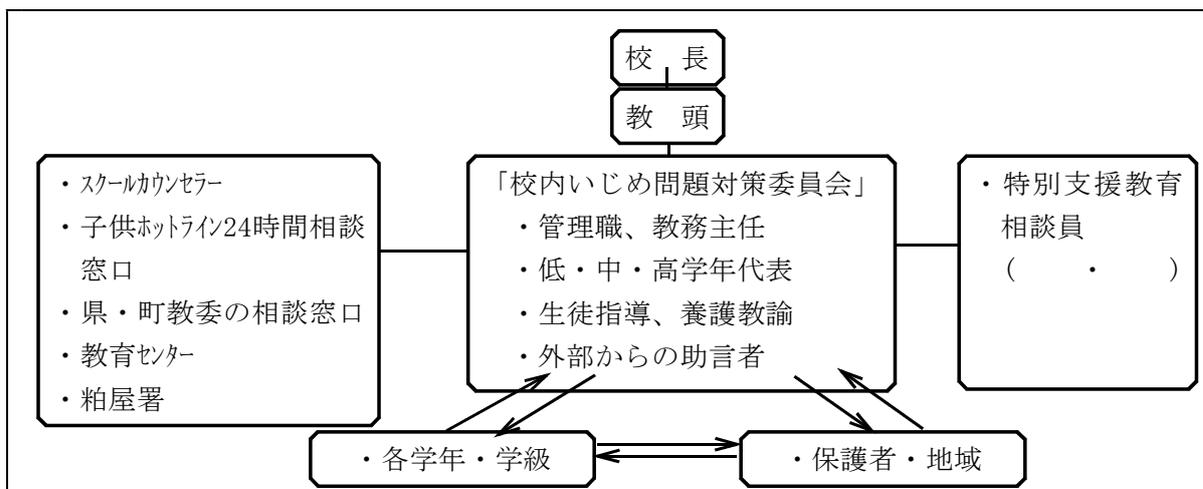
本校、いじめ防止基本方針を策定することにより、本基本方針を基に、本校におけるいじめ防止対策組織の設置、久山町（久山町教育委員会）との適切な連携、本校の実情に応じた対策の策定等を行い、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処等）について全職員の共通認識・理解を図り、一致協力した体制確立・推進を目的とする。

3 いじめの防止等の推進体制

① 「校内いじめ問題対策委員会」の構成

校 長	國崎 真一	低 学 年	川崎 秀土	生徒指導	阿部 大地
教 頭	今田 雅弘	中 学 年	古川 敦士	養護教諭	津上 幸子
教務主任	原 真弓	高 学 年	瀬在丸 晋二		

② 「校内いじめ問題対策委員会」組織図



③ 「校内いじめ問題対策委員会」の主な役割

- 本校いじめ防止基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- 学校におけるいじめであるかどうかの判断を行う。
- 関係のある児童生徒への事実確認の聴取、指導者支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的実行を行う。
- 本校基本方針に基づく、学校いじめの問題への取組を評価するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果をもとに、指導の改善に生かすようにする。尚、評価・検討に際しては、本県が適宜実施する各学校におけるいじめ問題への取組状況についての調査結果を参照するようにする。
- 久山町（久山町教育委員会）や福岡県警察・粕屋署等関係機関との担当窓口を明確にし、情報収集を始めとした連携の強化に努める。

4 校内委員会を中心とした年間計画

月	1 早期発見（リアクティブ）の取組み			2 いじめ問題等に関する 校内研修の充実（内容） 未然防止（プロアクティブ）	3 教育相談体制の整備 ※ICT活用を図る	評価
	教師の視点から	児童から	保護者の視点から			
4	いじめ問題対策委 ① 校長講話	いじめアンケート① （記名） 道徳科（友情・信頼）	入学式 PTA総会	○校内支援委員会 （配慮を要する児童の共有）		
5	いじめ問題対策委 ② いじめチェックリスト	スマホ・いじめアンケート②（記名） 学活（友達と仲良く）	保護者用いじめ防止リーフレット配布	○校内支援委員会 （配慮を要する児童の共有）		
6	いじめ問題対策委 ③ いじめ撲滅教育相談月間の設定	学校生活アンケート①（記名）	学級集会での発信と啓発 いじめ撲滅月間の設定 （保護者用いじめチェックリスト）	○校内支援委員会 （配慮を要する児童の共有）	教育相談 1～3年生は全員担任 4～6年生は、希望制で 担任か担任外を選択	
7	いじめ問題対策委 ④ いじめチェックリスト	いじめアンケート③ （無記名） QUアンケート	個人面談における情報の共有 保護者が共に学ぶ学習会（5・6年）	○校内支援委員会 （配慮を要する児童の共有）		
8	いじめ問題対策委 ⑤			○職員研修 （福岡県いじめ問題総合対策） （QUアンケート結果分析）		
9	いじめ問題対策委 ⑥ 校長講話	学校生活アンケート②（記名） 道徳科（友情・信頼）	学級集会での発信と啓発	○校内支援委員会 （配慮を要する児童の共有）	教育相談 1～3年生は希望制で担任外 4～6年生は宿泊学習や修学旅行前で担任・担任外を選択	
10	いじめ問題対策委 ⑦ いじめチェックリスト	いじめアンケート④ （記名）	学級集会での発信と啓発 いじめ撲滅月間の設定	○校内支援委員会 （配慮を要する児童の共有）		
11	いじめ問題対策委 ⑧	いじめアンケート⑤ （無記名）		○校内支援委員会 （配慮を要する児童の共有）		
12	いじめ問題対策委 ⑨ いじめチェックリスト	いじめアンケート⑥ （記名）				
1	いじめ問題対策委 ⑩ 校長講話	いじめアンケート⑦ （無記名） 道徳科（友情・信頼）		○校内支援委員会 （配慮を要する児童の共有）		
2	いじめ問題対策委 ⑪ いじめチェックリスト	学校生活アンケート③（記名）	学級集会での発信と啓発 入学説明会	○校内支援委員会 （配慮を要する児童の共有）	教育相談 全学年希望制で担任か担任外を選択	
3	いじめ問題対策委 ⑫	いじめアンケート⑨ （無記名）		○校内支援委員会 （配慮を要する児童の共有）		

※ 教育相談で、大人しくまじめで教師から支援や賞賛を受けることが、ほとんどない児童について理解を多角的に進める。

5 いじめの重大事態の対処

(1) 「重大事態」の意味

- 一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



- 重大事態に「**対処**」し、当該重大事態と「**同様の事態の発生の防止**」に資するため、速やかに、当該学校の「**設置者**」又はその「**設置する学校の下に組織を設け**」、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る「**事実関係を明確にするための調査を行う**」ものとする。

「いじめ防止対策推進法 28条」

(2) 重大事態への対処として実施すべき事項（学校が実施すべき事項）

- 重大事態に係る学校が調査を行う場合の学校の下組織の設置と事実関係の調査
- 学校が調査を行った場合の関係児童及び保護者への情報提供
- 重大事態の発生に伴う久山町教育委員会を通じた久山町長への報告
- **いじめ速報の作成と情報共有（別途様式作成）**

(3) 学校による調査

① 重大事態の発生と調査（市町村立学校）

- 本校は、重大事態が発生した場合、直ちに久山町（久山町教育委員会）に、事態発生について報告する。
- 福岡県教育委員会は、本校において重大事態が発生した場合、久山町教育委員会からの報告を求めるものとする。
- 久山町教育委員会は、本校において重大事態が発生した場合、本校からの報告を受け、久山町町長へ事態発生について報告しなければならない。併せて、福岡県教育委員会への報告を行うこととする。
- 久山町教育委員会又は本校は、事実関係の明確化及び事態への対処・再発防止のための調査を行わなければならない。
- 久山町教育委員会は、本校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断しなければならない。
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴え等を踏まえ、本校の調査では重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や本校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、久山町教育委員会において調査を実施する。
- 本校が調査主体となる場合でなくても、第28条3項に基づき、久山町教育委員会は調査を実施する本校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた支援を行う。

(県立・市町村立・私立学校における共通事項)

- 調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。
- いじめられた児童又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、福岡県知事及び久山町長による調査を実施することも想定しうる。ただし、その際、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体と並行して行われる調査主体とが密接に連携して適切に役割分担等を行い、実施する。
- 本校は、調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力する。
- 該当児童は3ヶ月の見守りをする。報告書の作成。（別紙参照）

② 調査を行うための組織（学校における組織）

- 調査の際に、本校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「校内いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法により組織する。
- 組織に加える専門家の構成については弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識又は経験を有する者となるようにする。
- 組織に加える専門家は、本校においては久山町教育委員会や福岡県教育委員会と連携し、当該重大事態の性質に応じて、適切な外部専門家を加える。
- 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

ア 基本的な考え方

- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る原因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」「誰から」行われ、「どのような様態」であったか、いじめを生んだ「背景事情」や児童の「人間関係にどのような問題」があったか、「学校・教職員がどのように対応」したか等の「事実関係を、可能な限り網羅的に明確に」する。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、本校と久山町（久山町教育委員会）が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態に発生防止を図るものとする。
- ・事実をしっかり向き合おうとする姿勢で、久山町（久山町教育委員会）又は本校は、調査組織に対し積極的に資料を提供する。

イ いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・調査を行うに当たっては、国が示している「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、久山町（久山町教育委員会）がより積極的に本校を指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして、対応する。

ウ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（入院や死亡等）

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。



※ 自殺の背景調査における留意事項(以下の事項に留意して国が示す調査の指針を参考とする)

- ◇児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、防止に資する観点から背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止作を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・背景調査に当たり、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、久山町（久山町教育委員会）又は本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、久山町（久山町教育委員会）又は本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できるかぎり、遺族と合意しておく。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- ・本校が調査を行う場合においては、久山町（久山町教育委員会）は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な上で誤解を与えたりすることのないようにする。
- ・報道機関は亡くなった児童の尊厳の保持や子供の自殺の連鎖の可能性等を踏まえ、WHO(世

界保健機構)による自殺報道への提言を参考にして、報道の在り方には特別の注意をするように努め、久山町(久山町教育委員会)は、自殺に関する報道等に関して、積極的に報道機関に協力を求める。

④ その他留意事項

- 第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行うこととする。(ただし、同条同項による措置により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない)
- 久山町教育委員会においては、義務教育段階の児童に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、就学校指定の変更や区域外就学等弾力的な対応を検討する。
- 久山町(久山町教育委員会)及び本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮をする。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- 久山町(久山町教育委員会)又は本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、本校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。(適時・適切な方法で経過報告を行う。)
- 情報の提供に当たっては、久山町(久山町教育委員会)又は本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。(但し、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことは行わない。)
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- 本校が調査を行う場合においては、久山町(久山町教育委員会)は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

- 調査結果については、久山町長に報告しなければならない。併せて、福岡県教育委員会に対しても報告するものとする。
- ①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて久山町長等に送付する。

(5) 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長又は知事による再調査及び措置

① 再調査

- (4)の報告を受けた久山町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同等の発生の防止のため必要があると認める時は、第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という)を行うものとする。
- 当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による付属機関を設けて行うことを主な方法として念頭においたものであるが、「等」としては、地方公共団体が既に設置している付属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。
- 従前の経緯や事案の特性から必要な場合やいじめられた児童又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、久山町長による調査を実施することも想定しうる。この場合第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る(例えば、アンケートの収集等の初歩的な調査を久山町(久山町教育委員会)又は本校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を並行して行われる調査で実施する等が考えられる。)
- 再調査についても、久山町(久山町教育委員会)又は本校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 本校の場合、久山町長及び久山町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために「必要な措置」を講ずるものとする。
- 「必要な措置」とは、久山町教育委員会において、例えば、指導主事の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。町長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を行う。
- 本校について再調査を行ったとき、久山町長はその結果を議会に報告しなければならない。

○ 重大事態対応フローチャート

